

株式会社アプローチ 訪問看護ステーションうわじま

訪問看護サービス重要事項説明書

1. 事業者概要

法人名	株式会社アプローチ
法人所在地	愛媛県宇和島市佐伯町一丁目1番13号
電話番号	0895-28-6861
代表者氏名	代表取締役 近藤 俊子
法人設立年月日	2012年（平成24年）11月15日

2. 事業所概要

ご利用事業者の名称	訪問看護ステーションうわじま
管理者	近藤 俊子
指定年月日	2013年（平成25年）2月1日指定
指定番号	愛媛県 第3860391451号
所在地	愛媛県宇和島市佐伯町一丁目1番13号
電話番号	0895-28-6861
FAX番号	0895-28-6862

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	事業所の看護職員が、要介護状態にあり、主治の医師が指定訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、適正な指定訪問看護を提供することを目的とします。
事業の運営方針	事業所の看護職員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援します。 また、事業の実施に当たっては、関係市町・地域保険・医療・福祉機関との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

4. 事業実施地域

通常の事業の実施地域	宇和島市（離島は除く）、鬼北町、松野町、西予市、愛南町 （注）通常の事業の実施地域を越える場合も別途の交通費は頂きません。
------------	--

5. 営業日、営業時間及び休業日

営業日	月曜日～金曜日 （注）ただし、利用者からの要望があった場合は、土曜日、日曜日年末年始も営業致します。
営業時間	午前8時30分～午後5時30分
休業日	土曜日・日曜日・年末・年始

6. 職員体制

従業者の職種	人員数	勤務の体制
管理者兼看護職員	1名	常勤1名
看護職員	9名	常勤5名、非常勤4名
介護福祉士	2名	常勤2名

7. サービス内容

「居宅サービス計画」に沿って、「訪問看護計画書」を作成し、次のようなサービスを提供します。

1. 病状、障害の観察
2. 清拭、洗髪等による清潔の保持
3. 食事および排泄等日常生活の援助
4. 褥瘡の予防・処置
5. リハビリテーション
6. ターミナルケア
7. 認知症の看護
8. 療養生活や介護法の指導
9. カテーテル等管理（経管栄養、自己導尿、胃瘻管理等）
10. その他、医師の指示による医療処置

8. 利用料金

（1）介護保険

【基本料金】

時間	20分未満	30分未満	30分以上1時間未満	1時間以上1時間30分未満
料金	3,140円	4,710円	8,230円	11,280円
自己負担額	1割負担	314円	471円	823円
	2割負担	628円	942円	1,646円
	3割負担	942円	1,413円	2,469円

【加算】

加算名	料金	自己負担額			加算内容
		1割負担	2割負担	3割負担	
ターミナルケア加算	25,000円／死亡月	2,500円	5,000円	7,500円	死亡日および死亡前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合
退院時共同指導加算	6,000円／回	600円	1,200円	1,800円	病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中若しくは入所中の者に対して、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合。退院又は退所後の初回の訪問看護の際に、1回（特別な管理を要する者である場合、2回）に限り算定できること

加算名	料金	自己負担額			加算内容
		1割負担	2割負担	3割負担	
初回加算	3,000円／月	300円	600円	1,800円	新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、訪問看護を提供した場合
看護・介護職員連携強化加算	2,500円／月	250円	500円	750円	訪問介護事業所と連携し、たんの吸引等が必要な利用者に係る助言等の支援を行った場合
特別管理加算（Ⅰ）	5,000円／月	500円	1,000円	1,500円	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態である利用者に対し、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合
特別管理加算（Ⅱ）	2,500円／月	250円	500円	750円	在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態等である利用者に対し、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合
早朝加算 夜間加算	所定単位数の25%を加算	所定単位数の25%を加算			午前6時～午前8時 午後6時～午後10時のサービスを行った場合
深夜加算	所定単位数の50%を加算	所定単位数の50%を加算			午後10時～午前6時の時間帯にサービスを行った場合
複数名訪問看護加算	30分未満 2,540円／回 （週に1回）	254円	508円	762円	同時に2人の看護師が1人の利用者に対して、利用者・家族の同意を得て訪問看護を行った場合
複数名訪問看護加算	30分以上 4,020円／回 （週に1回）	402円	804円	1,206円	
長時間訪問看護加算	3,000円／回	300円	600円	900円	特別な管理を必要とする利用者に対して、1時間以上1時間30分未満の訪問看護を行った後に、引き続き訪問看護を行い、所要時間の通算が1時間30分以上となる場合
緊急時訪問看護加算	6,000円／月	600円	1,200円	1,800円	利用者又はその家族に対して24時間連絡体制にあり、必要に応じて緊急訪問を行う体制にある場合
サービス提供強化加算	60円／回	6円	12円	18円	事業所の体制要件を満たした場合

（注） 准看護師がサービスを提供する場合、上記の表の介護報酬は、10%減額になります。

(2) 医療保険

●訪問看護基本療養費（Ⅰ）

業員の職種	回数	料金
看護師	週3日まで	5,550円
	週4日目以降	6,550円
准看護師	週3日まで	5,050円
	週4日目以降	6,050円
研修を受けた看護師※1		12,850円

※1 緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師（管理療養費なし）以下 研修を受けた看護師 と略す。

●訪問看護基本療養費（Ⅱ）

同一建物居住者で同一日2人までの訪問は（Ⅰ）と同じ報酬、3人以上は以下（同3）と略す。

従業員の職種	回数	料金
看護師（同3）	週3日まで	2,780円
	週4日目以降	3,280円
准看護師（同3）	週3日まで	2,530円
	週4日目以降	3,030円
研修を受けた看護師（同3）		12,850円

月の2日目以降（1日につき）

訪問看護管理療養費	回数	料金
I	1日につき	3,000円
II	1日につき	2,500円

●訪問看護基本療養費（Ⅲ）

加算名	職種	回数	料金	備考
外泊中の訪問看護			8,500円	
特別地域訪問看護加算			基本療養費の50/100	
緊急訪問看護加算			2,650円	
			2,000円	
難病等複数回訪問加算		2回	4,500円	
		2回（同3）	4,000円	
		3回以上	8,000円	
		3回（同3）	7,200円	
長時間訪問看護加算			5,200円	週1日：特別管理加算・特別指示 週3日：15歳未満であって、（準）重症症児

				又は別表第八の対象
加算名	職種	回数	料金	備考
乳幼児加算（6歳未満）			1,300円/1,800円	厚生労働大臣が定める
複数名訪問看護加算	看護師	週1日	4,500円	1人以上の看護職員 と同行
		週1日（同3）	4,000円	
	准看護師	週1日	3,800円	
		週1日（同3）	3,400円	
	その他職員	1日1回	3,000円	週3日迄。別表第 7,8特別指示の対象 週4日以上可。
		1日1回（同3）	2,700円	
		1日2回	6,000円	
		1日2回（同3）	5,400円	
		1日3回以上	10,000円	
		1日3回以上（同3）	9,000円	
夜間・早朝訪問看護加算			2,100円	
深夜訪問看護加算			4,200円	

●その他

加算名		回数	料金	加算内容
24時間 対応体制 加算	24時間対応体制の負担軽減の取組を行っている場合	月1回	6,800円	
	上記以外の場合	月1回	6,520円	
退院時共同指導加算		1回	8,000円	がん末期等は2回
特別管理指導加算			2,000円	特別管理加算の対象のみ
退院支援指導加算		退院日	6,000円又 8,400円（長時間）	
在宅患者連携指導加算		月1回	3,000円	
在宅患者緊急時等カンファレンス加算		月2回	2,000円	
特別管理加算		月1回	5,000円又 2,500円	
看護・介護職員連携強化加算			2,500円	特定業務
専門管理加算		月1回	2,500円	
訪問看護医療DX情報活用加算		月1回	50円	
訪問看護情報提供療養費		月1回	1,500円	
訪問看護ターミナルケア療養費Ⅰ			25,000円	
訪問看護ターミナルケア療養費Ⅱ (介護老人福祉施設で看取り介護加算等算定)			10,000円	
遠隔志望診断補助加算			1,500円	
訪問看護ベースアップ評価料			780円	

9. 利用者負担金の支払い

請求・支払い方法	原則的に、1ヵ月分のご利用料金を一括して請求する月精算で、請求書は翌月10日までに送付させていただきます。お支払いは、翌月15日までに現金でお支払いをお願いします。
----------	--

10. キャンセル料

利用者がサービスの利用中止（休止）をする際、キャンセル料は発生いたしません。
中止（休止）の際は、出来るだけお早めにご連絡ください。

11. 緊急時等における対応方法

看護師等は、訪問看護実施中に利用者の病状に急変、その他の緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨機応変に手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行います。
但し、未曾有の天変地異の場合は対応しかねる場合がありますので、ご了承ください。

12. 事故発生時の対応

事業所は、訪問看護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに主治の医師、市町、利用者の家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。また、損害賠償の必要がある場合は、速やかに損害賠償を行います。事故の状況、事故に対してとった措置は記録します。

13. 秘密保持

1. 本事業所の職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守します。
2. 職員であった者が、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。
3. サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ることとします。
4. 一時的に感染症・災害時業務継続計画における職員の派遣を受ける必要がある場合は出向職員も本事業所職員同様に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守します。

14. 個人情報の保護

1. 利用者の個人情報を含むサービス計画、各種記録等については、関係法令及びガイドライン等に基づき個人情報の保護に努めるものとします。
2. 個人情報の取扱いに関する利用者からの苦情については、苦情処理体制に基づき適正かつ迅速に対応するものとします。

15. 虐待防止に関する項目

1. 利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
 - （1）虐待を防止するための看護師等に対する研修の実施
 - （2）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - （3）その他虐待防止のために必要な措置
2. サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

16. 業務継続計画の策定等について

1. 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じる。

2. 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
3. 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

17. 社会情勢及び天災

1. 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、ステーションの業務の履行が難しい場合は、日程、時間の調整をする場合がある。
2. 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、ステーションの業務の履行が遅延、もしくは不能になった場合、それによる損害賠償責任をステーションは負わないものとする。

18. 苦情対応窓口

ご利用者ご相談窓口	責任者 近藤 俊子 利用時間 午前8時30分～午後5時30分 電話番号 0895-28-6861 FAX番号 0895-28-6862 24時間対応 090-4503-9431
宇和島市役所 高齢者福祉課	利用時間 午前9時00分～午後5時00分 電話番号 0895-49-7018 FAX番号 0895-24-1126
鬼北町役場 保健介護課	利用時間 午前9時00分～午後5時00分 電話番号 0895-45-1111（内線3119） FAX番号 0895-45-3618
松野町役場 保健福祉課 保健センター内	利用時間 午前9時00分～午後5時00分 電話番号 0895-42-0708 FAX番号 0895-42-1550
西予市役所 長寿介護課	利用時間 午前9時00分～午後5時00分 電話番号 0894-62-6406 FAX番号 0894-62-6543
愛南町役場 高齢者支援課	利用時間 午前9時00分～午後5時00分 電話番号 0895-72-7325 FAX番号 0895-70-1777
愛媛県国民健康保険団体連合会 介護・事業課	利用時間 午前9時00分～午後5時00分 電話番号 089-968-8700 FAX番号 089-968-8717

令和 年 月 日

当事業所は、利用者に対する訪問看護の提供開始に当たり、利用者及び利用者の家族に対して重要事項説明書に基づいて重要事項を説明いたしました。

その証として本書を2通作成し、事業所と利用者各1通ずつ保管いたします。

事業所所在地 愛媛県宇和島市佐伯町一丁目1番13号

事業所名称 訪問看護ステーションうわじま

説明者 氏名 近藤 俊子 印

私は、重要事項説明書の説明を受け、私及びその家族の個人情報について、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

① 使用する目的及び場合

事業所が、介護保険法に関する法令に従い、私の訪問看護計画書に基づいて訪問看護サービス等を円滑に実施するため、サービス担当者会議等において必要な場合に使用します。また、訪問看護サービスの質向上のため、学会、研究会等での事例研究発表への情報提供。この場合は、利用者が特定できないよう配慮いたします。

② 使用にあたっての条件

ア 個人情報の提供は、①に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外に漏れることのないよう、細心の注意を払うこと。

イ 事業所は、個人情報を使用した会議、相手方、内容について記録しておくこと。

③ 個人情報の内容

ア 氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等事業所が訪問看護サービスを行うために必要な、利用者やその家族個人に関する情報

イ その他利用者及びその家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別されうる情報

④ 使用する期間

事業所と私（または代理人）の間に交わされた利用契約書に定めた期間に限るものとし、利用契約が解消された後は私（利用者）及び家族に関する個人情報の使用は認めません。

利用者 住 所 _____ 愛媛県宇和島市

氏 名 _____ (印)

利用者代理人 住 所 _____

氏 名 _____ (印)

続 柄 _____